

議案第32号

加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和元年6月3日提出

加西市長 西村 和平

加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を

を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年加西市条例第4号）第16条の規定による介護休暇の承認
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採

用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条の規定により任期を定めて採用された職員又は第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の任期が3年（前条の規定に該当する場合は、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあつては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(給与に関する特例)

第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	374,000 円
2	422,000 円
3	472,000 円
4	533,000 円
5	608,000 円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)

第8条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号。以下「給与条例」

という。) 第9条から第17条まで、第19条から第20条の2まで、第23条、第24条、第28条及び第30条の規定は、特定任期付職員については、適用しない。

2 第3条の規定により任期を定めて採用された職員及び任期付短時間勤務職員については、給与条例第13条から第17条までの規定は、適用しない。

3 任期付短時間勤務職員については、給与条例第19条及び第20条の2の規定は、適用しない。

4 特定任期付職員に対する給与条例第29条の規定については、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

(加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)

第9条 加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年加西市条例第29号。以下「病院事業職員給与条例」という。）第3条、第5条、第6条、第9条、第10条、第12条、第13条及び第16条の規定は、加西市病院事業職員である特定任期付職員には、適用しない。

2 任期付短時間勤務職員については、病院事業職員給与条例第5条及び第6条の規定は、適用しない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年加西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年加西市条例第 号）

第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(審議資料)

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)に基づき、加西市において高度な専門知識や経験、優れた識見を有する者等を特定の目的のために期限を限って採用することについて、必要な事項を定めるもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

【概要】

(1) 採用条件等

区 分	要 件	採用方法	任 期
【第2条第1項】 特定任期付職員 (高度な専門的知識)	高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要	選考	5年以内
【第2条第2項】 一般任期付職員 (専門的知識)	専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要	同上	同上
【第3条】 任期付職員 (公務の能率的運営)	①一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事 ②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事	競争試験 又は選考	3年以内 (特に必要な場合は5年以内)
【第4条】 任期付職員 (短時間勤務職員)	①第3条の任期付職員の場合 ②住民に対するサービスの提供体制の充実 ③部分休業を取得する職員の業務の代替	同上	同上

(2) 給与等

① 第2条第1項に規定する特定任期付職員の場合

ア 給 料

号 給	給料月額
1号給	374,000円
2号給	422,000円
3号給	472,000円
4号給	533,000円
5号給	608,000円

イ 手 当 通勤手当、期末手当のみ支給(期末手当:100分の167.5月)

特に顕著な業績を挙げた職員に業績手当を支給

② 第2条第2項、第3条及び第4条に規定する任期付職員の場合

一般職の職員の給与に関する条例による。

(任期付短時間勤務職員は、扶養手当及び住居手当は支給しない。)

政策等の形成過程説明資料

令和元年6月定例会

議案等の件名	議案第32号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、加西市において高度な専門知識や経験、優れた識見を有する者等を特定の目的のために期限を限って採用することによって、効率的な公務の推進を図る。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

兵庫県内22市町で条例制定済み。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	10	健全な行財政運営の確立
基本計画	30	行政サービスの向上と効率経営

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律
 地方公務員法
 一般職の職員の給与に関する条例
 職員の育児休業等に関する条例

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
7,020				7,020

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ペースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

$(422,000円 + 10,000円) \times 12カ月 + (422,000円 \times 1.675月 \times 2回) = 6,597,700円$
 業績手当 422,000円

⑧【市民参加の状況】

有 ・ **無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

市が直面する重要な施策に対し、高度の専門的知識等を有する者を必要に応じ効果的に配置し、事業等を迅速に実施することができる。また、一定期間内に終了が見込まれる事業や一定期間に限り業務量の増加が見込まれる事業等に対し、公務の能率的運営が期待できる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
総務部	総務課	有 ・ 無